

京都市告示第176号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき指定した農業用水路の名称を変更しますので、同条例第3条第1項の規定に基づき、告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和2年6月17日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 点 終 点
1	周山西丁田水3号	京都市右京区京北周山町西丁田1番地地先 京都市右京区京北周山町西丁田10番地地先
2	周山西丁田水4号	京都市右京区京北周山町西丁田11番地の3地先 京都市右京区京北周山町西丁田22番地の1地先
3	周山西丁田水6号	京都市右京区京北周山町西丁田30番地の1地先 京都市右京区京北周山町西丁田31番地の1地先
4	周山西丁田水7号	京都市右京区京北周山町西丁田31番地の8地先 京都市右京区京北周山町西丁田31番地の8地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)